

違反対象物公表制度

消防法令違反の建物を公表します。

あなたの
利用する建物は
大丈夫ですか？



運用開始

平成29年 4月1日

どんな制度？

建物を安心して利用していただくために、
重大な消防法令違反のある建物を鳥取県
西部消防局のホームページ及び消防局・
各消防署・出張所で確認できる制度です。



公表の対象になる建物は？

百貨店や飲食店・物品販売店な
ど、不特定多数の人が利用する
建物、病院や社会福祉施設など
一人で避難することが困難な人
が利用する建物です。



公表の対象となる違反内容は？



消防法令により設置が義務付けら
れている、屋内消火栓設備、スプ
リンクラー設備、自動火災報知設
備が設置されていないものです。

公表までの流れ



立入検査の実施



立入検査結果通知書の交付



関係者に対する公表の事前通知



公表



公表の時期

立入検査結果通知書を交付した日から14日を経過した日においてなお、同一の違反が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、公表します。

公表の方法

鳥取県西部広域行政管理組合消防局のホームページへの掲載、消防局・各消防署及び出張所での紙面の閲覧です。

公表する内容

対象物名称	〇〇〇〇〇ビル
所在地	米子市〇〇町〇丁目〇番〇号
違反内容	自動火災報知設備未設置

建物関係者の方へ

次のような場合は、重大な消防法令違反になる場合がありますので、事前に最寄りの消防署予防係にご相談ください。

- 増築や改築、隣接建物との接続を行う場合。
- 建物に飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉施設などの用途が新たに入る場合。
- 開口部の面積を変更したり、家具等で塞いだ場合。

お問い合わせ先

西部消防局予防課
査察指導係 0859-35-1956

米子消防署予防係 0859-39-0251

境港消防署予防係 0859-47-0119

大山消防署予防係 0859-39-5002

江府消防署予防係 0859-77-2002